建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：　千葉市立大椎中学校屋内運動場外外部改修外工事

２　工事場所：　千葉市緑区あすみが丘８丁目２６番地

３　敷地面積：　２５，９９５㎡

４　構造規模：建築面積：　　㎡、延床面積：　　㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
屋内運動場・武道場	ＲＣ造	２		２，２６８	（７）項	・特定　■・非特定
屋外倉庫、ﾌﾟｰﾙ付属室	ＲＣ造	２		１７１	（７）項	・特定　■・非特定
電気室、受水槽室	ＲＣ造	１		８９	（７）項	・特定　■・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）

「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（□印のないものは、※印のものを適用する。）

（４）項目下部に記載の（　　．　．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（４）「営繕工事写真撮影要領」　（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（1）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（1）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （2）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （1）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （2）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （3）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （1）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （2）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （3）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （1）当初請負契約金額１億円以上の工事 （2）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
2　一般共通事項（選択事項）	
1　電気保安技術者 (建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2)	適用する。 ・ ・
2　施工条件 (建標1.3.5,電標1.3.3、機標1.3.3)	・居ながら施工 ・施工順序は学校協議による （１）解体作業等の著しく騒音・振動の発生する作業は、学校運営に支障のないよう考慮すること。ただし、工程等に遅れをきたす場合は、学校及び監督職員と協議のこと。 （２）仮設足場に関して、学校関係車両または関係者の通行に支障がないようにするとともに、安全対策に配慮すること。 （３）施工順序に配慮し、事前に学校及び監督員と協議すること。 ・プール附属屋の工事は、プールの授業等終了以降に着手すること。ただし、学校から承諾が得られた場合を除く。 ・施工の時期、工事仮設の設置範囲及び材料の搬入・仮置き場所については、事前に関係者と調整し、許可を得ること。 ・避難所への再生可能エネルギー等導入事業の太陽光パネル設置校 （１）太陽光パネルの撤去再設置は、避難所への再生可能エネルギー等導入事業者（以下「事業者」という。）が行う。 （２）太陽光パネルの撤去時期は、原則屋上防水改修の開始前とするが、撤去には発注者から事業者に依頼後2か月程度の期間を要するため、受注者は契約後速やかに屋上防水改修の開始予定時期を監督職員に通知すること。 （３）太陽光パネルの仮置き場は、原則防水改修を行う屋上部分とする。仮置き場確保に伴い、防水改修は、施工範囲及び施工時期を分け、工期区分して改修を行うものと考える。 （４）受注者は、設置した外部足場について、事業者の足場利用に協力するものとする。 （５）太陽光パネルの再設置時期は、発注者が屋上防水改修の完了を確認した後とする。 ・本工事は、関連工事の入札が不調だった場合、工事を一時中止する可能性がある。
3　発生材の処理等 (建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9)	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。

キ　再資源化等をする施設の名称と所在地

資材の種類	施設の名称	所　在　地

※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと

ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け

産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。

（ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等）

（イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。

（２）建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

	・発生土なし　・発生土あり ・搬出あり　名称及び所在地： 受入れ時間帯　： 仮置き等　： 搬出調書等　： 地質分析　：　・する　・しない ※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと ・搬出なし　・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し イ　建設発生土の工事間利用 ・利用あり　（　建設工事、　課発注） ウ　建設発生土の搬出先への情報提供 受注者は、本工事から建設発生土を 100 ㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。 エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が 5,000 ㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。
4　材料・機材の品質等 （建標、電標、機標 1.4.2）	本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS 及び JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 （建標、機標 1.5.2）	適用する作業は下記による。 作業種別：　職種：
6　見本施工の実施 （建標 1.5.5、電標 1.5.3、機標 1.5.4）	見本施工の部分・部品（　）
7　化学物質の濃度測定 （建標 1.5.9、電標 1.5.7、機標 1.5.8）	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　・パッシブ法　・アクティブ法 着工前の測定　・行う 測定対象室　・図示　・室名（　） 測定箇所数　・図示　・箇所数（　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 （建標 電標 機標 1.7.1） （表 1.7.1）	・完成図　二ツ折り製本　A4 版（縮刷版）　２部 ・保全に関する資料　２部 ・材料、機器完成図　部 ・保全情報システム入力シート　１部 ・電子納品　２組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和５年４月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可）

	（保証書） ・塩ビシート防水　　工事目的物の引渡し日から　10年間 ・ウレタン塗膜防水　　工事目的物の引渡し日から　10 年間 ・外壁補修（下地）　　工事目的物の引渡し日から　3年間 ・外壁補修（仕上）　　工事目的物の引渡し日から　3年間
９　概成工期	適用する　（　　年　　月　　日）
10　設計GL	・図示　　・設計GL　＝　現状GL
11　工事用水	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休２日促進工事実施要領」に基づく、週休２日促進対象工事である。 ・完全週休２日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする。 ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：３日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和２年～６年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
20　契約金の支払い方	本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の

法について	支払限度額の範囲内で支払うものとする。 なお、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対応する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とし、令和　　年度の支払限度額は請負代金額の　　%、当該支払限度額に対する令和　　年度出来高予定額は請負代金額の　　%とする。

3　仮設工事

1　足場等

[建改標2.2.1] [表2.2.1]	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 材料、撤去材等の運搬 ・Ａ種　・B種　・C種　・D種　・Ｅ種

2　騒音・粉じん等の対策

[建改標2.1.3]	・防護シートによる養生 ・防音パネルによる養生 ・防音シートによる養生

3　養生

[建改標2.3.1]	・既存部分の養生　・ビニルシート等　・ 図示　・ ・既存家具等の養生　・ビニルシート等　・図示　・ ・固定家具等の移動　・ビニルシート等　・図示

4　仮設間仕切

5　監督職員事務所

6　仮囲い等

	・仮囲い ・成形鋼板（・H = 2.0m　・H = 3.0m ） ・クロスゲート（・H = 1.8m、W = 5.4m　・H =　m、W =　m） ・シートゲート（・H = 1.8m、W = 6.0m　・H =　m、W =　m） ・パネルゲート（・H =　m、W =　m） ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ ・仮設便所　設置する ・交通誘導員　（・常駐　・必要に応じて）

4　土工事

5　地業工事

6　鉄筋工事

7　コンクリート工事

8　鉄骨工事

9　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

１０　防水改修工事

1　シーリング

[建改標3.1.4]
[建改標3.7.3～7]
[表3.1.1～2]
[表3.7.1]
[建解共5.4.4]

工法の種類	施工箇所	目地寸法
シーリング再充填工法	図示	・幅20mm以上 深さ10mm以上（コンクリート打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地）・図示
シーリング再充填工法	図示	・幅5mm以上 深さ5mm以上（ガラス回り目地）・図示
		・幅10mm以上 深さ10mm以上（上記以外）
		・幅__mm以上 深さ__mm以上

接着性試験
・簡易接着性試験　　・引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
①１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合監督職員と協議する。
②２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。
１）採取箇所　　計（　　）箇所
２）採取方法　　分析機関の指定する方法により採取する
３）分析方法　　ＧＣ－ＥＣＤ法による（JIS K 0114）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　　改修標仕3.7.5（1）による
２）処理方法　　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCBが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

2　アスファルト防水改修
3　改質アスファルトシート防水改修
4　合成高分子系ルーフィングシート防水改修

[建改標3.1.4]
[建改標3.5.2～3]
[表3.1.1]
[表3.5.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所
Ｓ４Ｓ、Ｓ３Ｓ	Ｓ－Ｍ２，Ｓ－Ｆ２	図示

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※、表3.5.1、表3.5.2及び表3.5.3による
・

固定金具の材質及び形状
材質　　※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ　　※0.4mm以上　　・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数
種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・　　個

断熱工法(SI-M1、SI-M2)の場合の防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない
接着工法の場合のPCコンクリート部材防水下地の目地処理
・行う（・図示による　　・　　）　　・行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1の場合)
・行う（・図示による　　・　　）　　・行わない

	機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・図示による　　・

5　塗膜防水改修

[建改標3.1.4] [建改標3.6.3] [表3.1.1] [表3.6.1～3]	

工法の種類	種別	施工箇所
Ｌ４Ｘ	Ｘ－１，Ｘ－２	図示

Ｘ－１の場合、脱気装置の設置数量は25～100m2に1箇所程度
仕上げ塗料塗り（・シルバー　[・]カラー）
Ｘ－２の場合、仕上げ塗料塗り（・シルバー　[・]カラー）
Ｙ－２の場合、保護層　（・適用する　・適用しない）

6　とい

[建改標3.8.2～3] [表3.8.1～4]	

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	[・]硬質ポリ塩化ビニル管	１００	図示	
	・ステンレス鋼板			
軒どい	・			

とい受金物および足金物の材種　([・]ステンレス　・溶融亜鉛メッキ)
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法（　　）

7　アルミニウム製笠木

１１　外壁改修工事

1　施工数量調査

[建改標1.6.2]	調査範囲　[・]外壁改修範囲　・図示の範囲 調査報告書の部数　１部 調査内容 ①ひび割れの幅及び長さを壁面に表示 ②ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査 ③モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示 ④欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示 ⑤塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示 ⑥既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認

2　ひび割れ部改修工法

[建改標4.2.4～6]	ひび割れ幅0.2㎜未満の場合 [・]改修しない　・シール工法 ひび割れ幅0.2～1.0㎜の場合 樹脂注入工法　([・]自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　・　　) 確認検査　[・]行う（コア抜き取り）抜き取ったコアは監督職員が確認した後、適切に処分すること。 抜き取り部の補修方法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル） ・行わない ひび割れ幅1.0mmを超える場合 Ｕカットシール材充てん工法（既存Ｕカットシール材充てん工法で補修している箇所も改修する）

充てん材料	品質・規格等	備考
[・]シーリング用材料	[・]１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ・行わない　[・]行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3　欠損部改修工法

[建改標4.2.4] [建改標4.2.8] [建改標4.3.9～10]	・充填工法　材料（・エポキシ樹脂モルタル　　・ポリマーセメントモルタル） ・モルタル塗替え工法

4　浮き部改修工法

[建改標4.3.11～12]	改修工法 改修範囲0.25㎡程度未満の場合　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 改修範囲0.25㎡程度以上の場合　アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 その他工法については、施工数量調査後に必要に応じて監督職員と協議すること。 アンカーピン ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

5　タイル張り仕上げ外壁の改修

6　既存塗膜等の除去及び下地処理

[建改標4.5.4]
[表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法　30MPa程度以上	・既存仕上面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体　・図示	
・水洗い工法　　10MPa程度	・既存仕上面全体	

既存塗膜除去部分は、下地調整C-2もしくはCM-2にて活膜部分との段差調整を行う

7　仕上げ塗材仕上げ

[建改標4.5.2]
[表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状等	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状	・ローラー　・吹付　・こて
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・防水形複層塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・複層塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付

色彩計画については、施設管理者との協議により決定する

１２　建具改修工事

1　防火戸
2　見本の製作等
3　防犯建物部品
4　アルミニウム製建具
5　樹脂製建具
6　鋼製建具
8　ステンレス製建具
9　木製建具
10　建具用金物

[建改標5.8.2～3]	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付および取付位置 ・建具表による　　・

11　鍵
12　自動ドア開閉装置
13　重量シャッター
14　軽量シャッター
15　オーバーヘッドドア
16　ガラス

[建改標5.14.2]	適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による

[建改標5.14.5]	・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・型板ガラスの厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・網入板ガラス及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態、犀さの呼びによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・合わせガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・強化ガラス 形状による種類、材料板 ガラスの種 類による名称(呼び厚を含む)、特性による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・熱線吸収板ガラス 板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、 日射取得性及び日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性及び耐久性による区分 ・図示(・建具表　・　　)　・ ・倍強度ガラス 材料板ガラスの種類厚さによる種類 ・図示(・建具表　・　　)　・ ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具
アルミニウム製	・シーリング材　　・建築用ガスケット
樹脂製	・建築用ガスケット　　・グレイジングビード
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材　　・
ステンレス製	・シーリング材　　・

17　ガラスブロック積み

１３　内装改修工事

１　既存床の撤去及び下地補修

２　木下地等

7　軽量鉄骨天井下地

[建改標6.6.1～4]	野縁等の種類 屋外（・19型　・25型)　屋内（・19型　・25型) 屋外の場合の形式及び寸法 野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離 ・図示による　・ 野縁の間隔 ・図示による　・ 工法 ・つりボルトの間隔が900㎜ を超える場合 補強方法　(・図示　・　　) ・天井のふところが3.0m を超える場合 補強方法　(・図示　・　　) ・天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所、補強方法　(・図示　・　　)

・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　（・図示　　・　　）

既存の埋込インサート
[・]再利用する　　・再利用しない
引抜き試験
試験箇所数　[・]当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　[・]400N　・____N

あと施工アンカー
・使用する　　・使用しない
引抜き試験
試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　・400N　・____N
ただし、次の天井は除く。
（ア）平成25年8月5日 国土交通省告示第771号に定める特定天井
（イ）天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が20kg/㎡を超える天井
（ウ）傾斜、段差、曲面等の水平でない天井
（エ）システム天井

8　軽量鉄骨壁下地
9　ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り
10　視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）
11　カーペット敷き
12　合成樹脂塗り床
13　フローリング張り
14　畳敷き
[15]　せっこうボード、その他ボード、合板張り

[建改標6.13.2～3]

せっこうボード

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系 セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	[・]けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　[・]5　・8
火山性ガラス質複層板 (VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・　・
繊維板	・ミディアムデンシテファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・研磨板 (・スタンダード　・テンパード) ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
	・インシュレーションボード	A級 (・天井仕上　・内装仕上　・　) ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・

	・ロックウール吸音ボード１号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード 32K	・25(ガラスクロス包)　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様) ・9.5(不燃)
	・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)　・
	・強化せっこうボード	・12.5(不燃)　・15(不燃)　・
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード(木目)	模様(・柾目　・板目) 専用下地材有り
	・化粧せっこうボード(トラバーチン模様)	・9.5(準不燃)

ボード表面への化粧張仕上げの有無
　・有り(種類：　　)　　・

天井のボードの重ね張りの張り付け方法(ロックウール吸音板を除く)
　(　　)
せっこうボードの目地工法
　・図示(仕上げ表)による　　・
せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)
　・図示による　　・

合板

種類	規　格	防虫処理
・普通合板	表板の樹種名(　　) 板面の品質(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない
・天然化粧合板	化粧板の樹種名(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない
・特殊加工天然化粧合板	化粧加工の方法 　・オーバーレイ　・プリント 　・塗装　　・ 表面性能(　　) 厚さ(mm)(　　)	・行う ・行わない

合板のホルムアルデヒド放散量
　・ F☆☆☆☆　　・
合板の張付け　　・Ａ種　　・Ｂ 種

16　壁紙張り
17　モルタル塗り
18　セメントモルタルによるタイル張り
19　有機系接着剤によるタイル張り
20　セルフレベリング材塗り

１４　塗装改修工事

1　塗装改修工事

[建改標７章]	・建改標による

2　耐候性塗料塗り

[建改標 7.8.1～4]
[建改標 7.4.3]
[建改標 7.2.3]
[表 7.8.1～3]
[表 7.2.2]
[表 7.4.1]

下地	上塗り塗料等級	錆止め塗料塗り（塗り工法種別）
鉄鋼面	・１級　・２級　・３級	・新規　Ａ種
		・塗替え（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

下地	上塗り塗料等級

[表7.4.3]

亜鉛めっき鋼面	・１級　・２級　・３級

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・新　規（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種）
	・塗替え（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種 ・Ａ－２種　・Ｂ－２種　・Ｃ－２種）

3　クリヤラッカー塗り
4　ウレタン樹脂ワニス塗り
5　ステイン塗り

１５　ユニット及びその他工事

1　フリーアクセスフロア
2　トイレブース
3　階段滑止め
4　黒板・ホワイトボード
5　表示
6　ブラインド
7　ロールスクリーン
8　カーテン・カーテンレール
9　ブラインドボックス・カーテンボックス
10　天井点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		外枠	内枠
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・			

11　床点検口
12　流し台ユニット
13　屋内掲示板
14　洗面カウンター
15　防煙垂れ壁
16　舗装
17　植栽

１６－１　環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

1　アスベスト除去工事共通事項

①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で発注者へ報告すること。
※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。
＜規模要件＞
建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上
＜報告事項＞
調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等
＜報告の方法＞
石綿事前調査結果報告システム

	③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。 作業開始前に提出が必要な書類 14 日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21 日前程度までに監督職員に提出すること 作業完了後に提出が必要な書類 「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱）」 石綿濃度の測定　施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。 測定箇所 ＜作業開始前及び終了後＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 ＜作業実施中＞ 建築物等の周辺４ 方向における敷地境界線上の４ か所 集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合） 測定高さ　地上 1.5 m 測定方法　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第９３号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等

２　アスベスト含有吹付け材の除去

３　石綿含有保温材等の除去

4　石綿含有成形板等の除去

[建改標 9.1.5]	作業場所周辺の養生 ・行う　　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

5　石綿含有仕上塗材の除去

[建改標 9.1.6]	除去方法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

６　石綿含有接着剤の取り扱い

１６－２　環境配慮改修工事

１７　その他

１　他工事との取合い区分

2　施工数量調査

	調査範囲　・瓦屋根改修範囲　・図示の範囲 調査報告書の部数　１部 調査内容 ・屋根改修 ①ひび割れのある瓦の確認 ②釘の浮きがあるものの確認 ③欠損部の確認

千葉開府９００年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

１　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）　掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）　使用にあたっては、「千葉開府９００年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。

（３）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。

（４）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（５）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
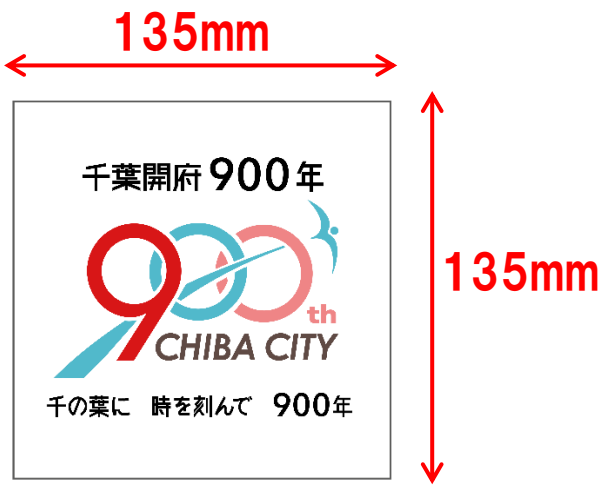
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。